

業 務 仕 様 書

1 業務名

桑園北団地保留地樹木伐採・運搬・処分業務

2 業務内容

別紙に示す立木（白樺 3 本、クルミ 2 本）を伐採し、搬出の上、適正に処分するもの。

1) 対象木（シラカバ）：3 本／樹高 20～25m 程度、幹周 150～300cm 程度

2) 対象木（クルミ）：2 本／樹高 10～20m 程度、幹周 100～150cm 程度

3 履行場所

桑園北団地保留地

所在地：中央区北 21 条西 15 丁目 4－6

面 積：623.48 m²

4 履行期間

契約締結日から令和 6 年 11 月 29 日（金）までとする。

5 業務計画及び実施状況

受託者は、業務の実施にあたり、住宅課担当者と事前に作業日程について協議し、指定管理者及び桑園北団地自治会に事前周知の上で業務を実施すること。

6 安全管理・留意事項等

1) 受託者は、業務の履行にあたり適切な安全対策を施し、事故のないよう安全管理には万全の注意を払うこと。

2) また、地域住民等に迷惑をかけることのないよう十分注意し、苦情や要望等があった場合は速やかに委託者に報告し、指示に従うこと。

3) 市営住宅の隣接地での作業につき入居者等に十分配慮し、必要に応じてカラーコーン・バーや警備員を適切に配置すること。

4) 隣接する市営住宅桑園北団地駐車場に設置される灯具及びその架空線について、撤去及び再設置が必要な場合は札幌市に相談のうえ対応すること。

7 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境方針（平成 27 年 9 月 1 日）に基づき、環境に与える負荷を低減するように努めること。

8 再委託等の禁止

業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、役務の性質上特にやむをえないと本市が認めた場合は、この限りではない。

9 完了報告

業務が完了した場合は、以下の書類を添付して業務完了届を提出すること。

・現場位置図

- ・施工前後の写真（施工前、施工後ともに同じ位置から撮影すること。）

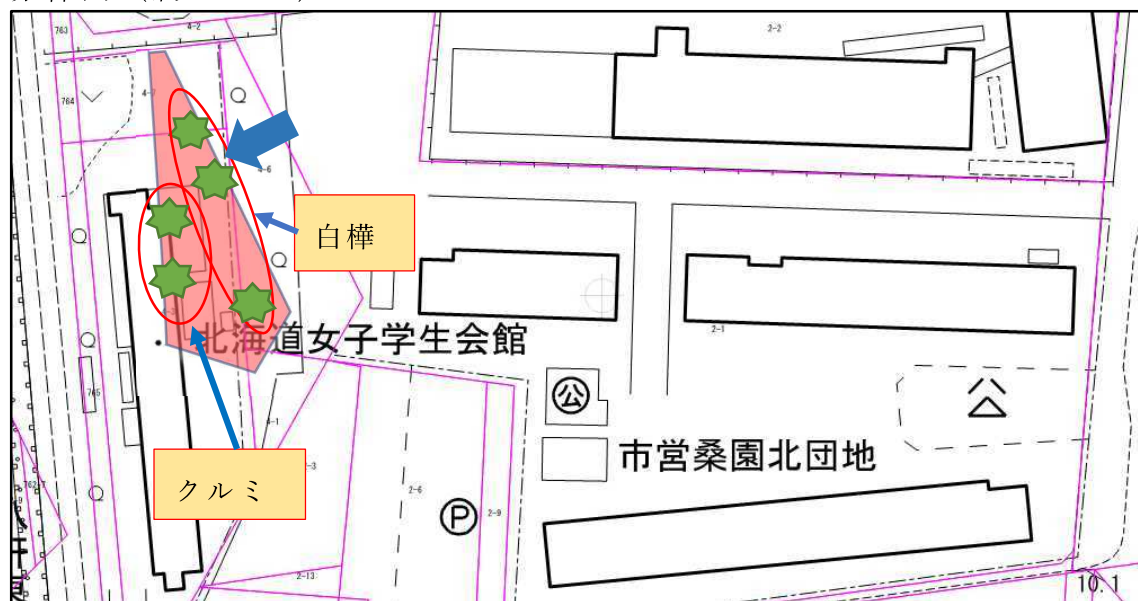
10 その他

- (1) 作業中に周辺施設等に損傷を与えた場合は、委託者と協議のうえ、受託者の負担により損害の復旧を行うこと。
- (2) 不法投棄を発見した場合は、すみやかに委託者に報告すること。

桑園北団地保留地 樹木伐採業務の概要

1 対象の土地

赤枠内（約 623 ㎡）



2 伐採対象

白樺の木 3 本、クルミの木 2 本

※上記 1 の青矢印の位置から撮影（令和 3 年 11 月時点）

